

誰もが住みやすい街 なごやへ



犯罪被害者等支援事業を知っていますか？

11/25(木)～12/1(水)は犯罪被害者週間です。自分や大切な人が犯罪被害に遭うことを想像したことがありますか。犯罪被害は、決して他人事ではなく、誰の身にも起こり得ることです。本市では「名古屋市犯罪被害者等支援条例」に基づき、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、犯罪被害に遭われた方への支援を行っています。

NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク
あおき さとこ
青木 聰子さん

1996年、覚せい剤の常習犯だった加害者が家に侵入し両親が刺殺される。その後、当事者が想いを分かち合うグリーフワークや関係機関との意見交換会、犯罪被害者支援企画「いのちかなでる」などを開催し、被害者を温かく包み込み、誰もが安心して暮らせる社会づくりのために活動している。

犯罪被害者は、特別な人ではありません

被害に遭った当時、頭が真っ白な状態で、悲しいとか辛いとかも感じられず、泣きたいけれど涙が出ず、心が固まり、思考も感情もまひした状態でした。周りから、「亡くなつた人も浮かばれないから早く元気にならないと。」と励まそうとして掛けてくださった言葉が、逆につらく感じたことがあります。一方で、「変わらずにそばにいるから」という友人からのメモが玄関の扉に挟んであり、心が温まりました。被害からの回復には、長い時間が必要です。これまでの距離感を変えず、見守りながら、今まで通りのお付き合いをしていただけるとありがたいです。

※青木さんのコメント全文は市公式noteでご覧いただけます→



相談窓口 | あなたや、あなたの大切な人が犯罪被害に遭つた時ご相談ください。

犯罪被害者等総合支援窓口

☎ 972-3042

✉ a2582@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

電話で専任の相談員が対応します。

※犯罪捜査や当事者間の仲裁などに応じる窓口ではありません。

面接相談は事前予約制

日 時	月曜～金曜日の午前8:45～午後5:30 (祝休日・12/29～1/3休み)
対 象	犯罪被害者や家族・遺族

もし自分や大切な人が被害に遭つたらと、自分事として考えることが、誰もが安心・安全に暮らせる社会を創る第一歩となります。
犯罪被害に遭われた方にそっと寄り添い、皆で支え合える社会を作つていましょう。